

副 本

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原 告 松竹伸幸

被 告 日本共産党

答 弁 書

2024年6月12日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台 1-12-20 第6西村ビル4階

弁護士法人西むさし法律事務所

電話 04-2998-5121 FAX 04-2998-5120

被告訴訟代理人

弁 護 士 小 林 亮



〒166-0015 東京都杉並区成田東 5-39-11 ビジネスハイツ阿佐ヶ谷 204

杉並総合法律事務所 (送達場所)

電話 03-3398-7271 FAX 03-3398-7392

同 長 澤



〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル

東京法律事務所

電話 03-3355-0611 FAX 03-3357-5742

同 加 藤 健



〒192-0046 東京都八王子市明神町 4-7-14 八王子 ON ビル 8 階

八王子合同法律事務所

電話 042-645-5151 FAX 042-645-5236

同 尾 林 芳



〒104-0033 東京都中央区新川 2-8-4 八重洲長岡ビル 3 階

第一法律事務所

電話 03-5843-6582 FAX 03-5843-6584

同 山 田 大



第1 請求の原因に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項について、原告の請求を却下する。
- 2 請求の趣旨第2項について、原告の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 「第1 事案の概要」については、争う。

- 2 「第2当事者」について

- (1) 第1項は争う。

被告は、「党員の自発的な意思によって結ばれた自由な結社であり、民主集中制を組織の原則とする」政党である（甲3・規約第三条）。

- (2) 第2項は認める。

- 3 「第3 本件確認訴訟に関する主張」について

- (1) 本件確認請求の争点は、原告も指摘するとおり、本件除名処分に司法審査が及ぶかどうか、という点にある。

この点について、最高裁判例の法理は、「政党の結社としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な判断に委ねるのを相当とし、したがって、政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない」としている（最高裁昭和60年（オ）第4号最高裁昭和63年12月20日第3小法廷判決、民集155号405頁参照、以下「袴田事件最高裁判決」という下線は被告代理人）。そして、本件について、上記判例法理を変更すべき理由は

存在しない。よって、本件除名処分に対しては、裁判所の審判権は及ばないというべきであるから、本件確認請求は却下されるべきである。以上の点については、訴状「第3、2」に対する反論も含めて、後に詳述する（第3）。

(2) 以上の立場から、訴状「第3」の第3項、第4項、第5項についての認否及び求釈明に対する回答は必要ないと考える。

4 「第4 本件損害賠償請求が認められるべきであること」について

(1) 第1項は争う。

(2) 第2項は争う。

(3) 第3項については争う。

本件除名処分が司法審査の対象とならない以上、本件除名処分が不法行為に該当することもない。

(4) 第4項について

ア (1)のうち、被告中央委員会の機関紙である「しんぶん赤旗」が原告の主張する記事を掲載したことは認め、その余は否認ないし争う。

イ (2)について

本件記事①ないし⑤について、原告が「事実の摘示」として引用している箇所は、いずれも一定の事実を基礎としての意見・論評の表明にあたるものである。したがって、原告の主張は、その出発点において誤っている。

最高裁は、事実の摘示による名誉毀損と意見・論評による名誉毀損の要件を区別すべきとし、その根拠について、「意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する趣旨によるものである。」（最高裁平成16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁以下）と述べている。

以上を踏まえ、本件記事①ないし⑤がいずれも原告に対する不法行為に該当しないことについては、第4で詳述する。

ウ (3)については、否認ないし争う。

第3 被告の主張（その1・請求の趣旨第1項関係）

～本件除名処分は司法審査の対象とならない～

1 被告の主張の骨子

袴田事件最高裁判決の判旨は、本件にも妥当するものである。したがって、「政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られる」。

本件では被告の機関が原告を除名処分したものであるが、除名処分は「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」であり、裁判所の審判権は及ばない。

したがって、原告の請求（請求の趣旨第1項）は却下されるべきである。

2 袴田事件最判決は現在でも判例変更の必要はないこと

原告は、袴田事件最高裁判決について、判例変更をするべきであるとするが（訴状第3・2（1））、以下に述べるとおり、変更する理由はない。

（1）袴田事件最高裁判決の判旨

袴田事件最高裁判決は、次のとおり判示している。

「政党は、政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成する政治結社であって、内部的には、通常、自律的規範を有し、その成員である党員に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであり、国民がその政治的意思を国政に反映させ実現させるための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上においてきわめて重要な存在であるといえることができる。したがって、各人に対して、政党

を結成し、又は政党に加入し、若しくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなす自由を保障しなければならない。他方、右のような政党の性質、目的からすると、自由な意思によって政党を結成し、あるいはそれに加入した以上、党員が政党の存立及び組織の秩序維持のために、自己の権利や自由により一定の制約を受けることがあることもまた当然である。右のような政党の結社としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがって、政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない。」

(2) 袴田事件最高裁判決が政党に自律権を認めた趣旨

原告は、「共産党袴田最判（中略）は、『政党の結社としての自主性』のみを根拠に」、政党の処分の当否に対して上記のとおり判示したとして、先例的価値がないなどと論難している（訴状9～10頁）。

しかし、同最判が政党に自律権を認めたことは正当であり、何ら否定されるものではない。

袴田事件最高裁判決は、「政党は、（中略）国民がその政治的意思を国政に反映させ実現させるための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上においてきわめて重要な存在であるということが出来る。」と判示し

ている。以下、この意味について詳述する。

憲法は、政党について規定してはいないが、「結社の自由を保障し、議院内閣制を採用しているので、政党その他の政治団体の存在を当然のこととして予想している」とされる。

さらに、「国民は有権者団として主として選挙を通じ、あるいは公開討論の場における言論活動を通じて、国家の意思形成過程に関与するが、その過程において政党が重要な役割を果たしている（以上、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂）416頁）。」。

すなわち、政党は、「有権者の意見を吸収・集約し、パッケージとしての政策を提示して有権者の多数の支持を獲得して政権奪取を目指す」「有権者の意思を媒介する存在（渋谷秀樹『憲法』（第3版）（有斐閣）538頁）」として重要なのである。袴田事件最高裁判決が、「国民がその政治的意思を国政に反映させ実現させるための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上においてきわめて重要な存在である」とするのは、以上の趣旨である。

政党が有権者の意見を吸収・集約する方法としては、有権者が政党に参加して、政党の内部者として政治的な意思を表明することもあれば、有権者が政党の政策に共感して、選挙において当該政党または当該政党の公職の候補者に投票するという方法でも行われる。

このような政党の機能、意義から、政党の自律性を保障すべき必要性が生じる。

すなわち、政党が、有権者の意見を吸収・集約する存在であるところ、政党に対して外部的規制を課すことは、この外部的規制を通じて、公権力が、政府・行政にとって好ましからざる政策を有する政党に介入するということが懸念される。このようなことが行われれば、有権者の特定の意見を反映する政党が存在できなくなり、ひいては、有権者の意見が議会において反映さ

れなくなる。

これにより、政党を介した政策決定ないし民主政のプロセスを歪めることになるのである。なお、このことは杞憂ではなく、現に、前述のとおり、被告日本共産党は、存在そのものを非合法とされるなど、時の政府から弾圧されてきたという歴史がある。

また、有権者が政党に参加して活動するということについても、公権力からの介入が許されれば、政党の自律的運営が否定され、前述の民主政のプロセスが歪められることは明らかであるから、結社の自由（憲法第21条）が保障されなければならないのである。

袴田事件最高裁判決が、「政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきである」とするのは、以上の趣旨によるものと解するべきである。

このような政党の性格については、袴田事件最高裁判決が出されたときと現在とで何ら変更はなく、その先例的価値は現在も全く失われていない。

3 原告の請求は却下されるべきであること

(1) 政党が党員に対してした除名処分は、内部的自律権に属する行為であり、一般市民としての権利利益を侵害しないこと

政党が党員に対して行う除名処分は、政党が、当該党員が当該政党の規約等に照らして除名に値するかどうかを検討して行われるものであるところ、政党にとって、誰を党員として認めるか・認めないかということは、政党をはじめとする団体ないし組織においては組織体構成の自律権の核心的部分である。それは、自律的規範としての綱領と規約、除名をはじめとする統制という自治権能に基づく政党の内部的自律権に属する行為であって、まさに結社の自由によって保障されている。

したがって、本件においても、被告が原告に対して行った本件除名処分は、被告の内部的自律権に属する行為であり、原告の一般市民としての権利

利益は侵害されていない。

(2) 本件除名処分の当否について、裁判所の司法審査が及ばないこと

以上より、本件除名処分は、「政党が党员に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどま(り)」、その当否は、裁判所の審判権は及ばない。

よって、原告の請求は、却下されなければならない。

なお、後述する裁判例でも、同様の判断がなされている。

4 最高裁においても、袴田事件最高裁判決の先例的価値を認めていること

原告は袴田事件最高裁判決の先例的価値がないなどと主張しているが、袴田事件最高裁判決を引用し、先例とした最高裁判決が存在する。

すなわち、日本新党当選無効請求事件（最高裁小一法廷平成7年5月25日民集49巻5号1279頁）である。

同事件では、被上告人は、平成4年7月26日に行われた参議院（比例代表選出）議員の選挙において、本件選出名簿の第5位に登載されたが、選挙の結果、当選者は第4位までであり、被上告人は次点となった。日本新党は、平成5年6月23日、被上告人が除名により日本新党に所属するものでなくなった旨の届出をなし、この届出書には、除名手続きが適正に行われたことを日本新党の代表者が誓う旨の宣誓書が添えられていた。その後、名簿登載第1位と第2位の者が、衆議院選挙に立候補届出をなしたので、選挙会は、名簿登載第6位と第7位の者を当選人と定め上告人にその告示をした。そこで、被上告人が当選決定の無効を求め提訴した。

原審（東京高裁平成6年11月29日）は、日本新党による被上告人の除名は、日本新党の自治規範である党則の規定に除名について民主的かつ適正な手続きが定められておらず、かつ、民主的かつ公正な適正手続きに従ってされたものではないと認められるから、無効であるとした。そして、除名が有効であることを前提としてなされた本件当選人決定は、その存立基盤を失い、無効に

帰するものというべきである、と判示して本件当選決定を無効とした。

しかし、最高裁は、以下のように述べて、原審の上記判断は是認することができないとした（下線は被告代理人）。

「選挙会が当選人を定めるに当たって当該除名の存否ないし効力を審査することは予定されておらず、法は、たとえ客観的には当該除名が不存在又は無効であったとしても、名簿届出政党等による除名届に従って当選人を定めるべきこととしているのである。」「法が名簿届出政党等による名簿登載者の除名について選挙長ないし選挙会の審査の対象を形式的な事項にとどめているのは、政党等の政治結社の内部的自律権をできるだけ尊重すべきものとしたことによるものであると解される。」

すなわち、参議院（比例代表選出）議員の選挙について政党本位の選挙制度である拘束名簿式比例代表制を採用したのは、議会制民主主義の下における政党の役割を重視したことによるものである。そして、政党等の政治結社は、政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成するものであって、その成員である党员等に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであるから、各人に対して、政党等を結成し、又は政党等に参加し、若しくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党等に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をすることのできる自由を保障しなければならないのであって、このような政党等の結社としての自主性にかんがみると、政党等が組織内の自律的運営として党员等に対してした除名その他の処分の当否については、原則として政党等による自律的な解決にゆだねられているものと解される（最高裁昭和六〇年（オ）第四号同六三年一二月二〇日第三小法廷判決・裁判集民事一五五号四〇五頁参照）。

「そうであるのに、政党等から名簿登載者の除名届が提出されているにもかかわらず、選挙長ないし選挙会が当該除名が有効に存在しているかどうか

を審査すべきものとするならば、必然的に、政党等による組織内の自律的運営に属する事項について、その政党等の意思に反して行政権が介入することにならざるを得ないのであって、政党等に対し高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をすることのできる自由を保障しなければならないという前記の要請に反する事態を招来することになり、相当ではないといわなければならない。名簿登載者の除名届に関する法の規定は、このような趣旨によるものであると考えられる。」

「当選訴訟において、名簿届出政党等から名簿登載者の除名届が提出されているのに、その除名の存否ないし効力という政党等の内部的自律権に属する事項を審理の対象とすることは、かえって、右立法の趣旨に反することが明らかである。

したがって、名簿届出政党等による名簿登載者の除名が不存在又は無効であることは、除名届が適法にされている限り、当選訴訟における当選無効の原因とはならないものというべきである。」

本件最高裁判決は、袴田事件最高裁判決を引用し、「このような政党等の結社としての自主性にかんがみると、政党等が組織内の自律的運営として党員等に対してした除名その他の処分の当否について、原則として政党等による自律的な解決に委ねられているものと解されている。」と指摘しており、共産党袴田事件最高裁判決は、先例的価値を発揮していることは明白である。

5 下級審裁判例においても、共産党袴田事件最高裁判決は先例的価値を発揮していること

政党の党員に対する除名処分についての下級審裁判例は何件か存在するが、次の2件について、共産党袴田事件最高裁判決に基づき、裁判所の審査権が及ばないと結論付けており、同最高裁判決は先例的価値を有している。以下、下級審裁判例が判示した内容について引用する。

ア 民主党除名処分無効確認請求事件（東京地判平成23年7月6日 平成22年（ワ）第15826号除名処分無効確認等請求事件判例タイムズ1380号243頁）

原告は、民主党都議会議員であり、被告は民主党東京都総支部連合会（以下、「被告都連」という）、その他民主党の役員である。原告が、平成21年8月の衆議院議員選挙の際に、民主党のマニフェストの問題点を指摘する論文等を雑誌、インターネット等に投稿した。被告都連は、原告の上記行為は党の規約に違反するとして、原告を除名処分とした。原告は、本件除名処分が無効であることの確認を求めるとともに、本件除名処分等によって損害を被ったとして、被告都連、本件除名処分当時の被告都連の会長であった被告A及び被告都連の倫理委員会の委員長であった被告Bに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めたものである。

本判決は、以下の通り判示し、本件確認請求に係る訴えを却下し、原告の被告らに対する不法行為に基づく損害賠償請求を棄却した。

「政党は、政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成する政治結社であって、内部的には通常自律的規範を有し、その成員である黨員に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであり、国民がその政治的意思を国政に反映させ実現するための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上において極めて重要な存在であるということが出来る。したがって、各人に対して、政党を結成し、又は政党に加入し、若しくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をする自由を保障しなければならない。他方、このような政党の性質、目的からすると、自由な意思によって政党を結成し、あるいはそれに加入した以上、黨員が政党の存立及び組織の秩序維持のために、自己の権利や自由に一定の制約を受けることがあるのも当然である。このような政党の結社

としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として党员に対してした除名処分の当否については、原則として自律的な解決にゆだねるのが相当であり、政党が党员に対してした除名処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審査権は及ばない。他方、除名処分が一般市民法秩序に係る権利利益を侵害する場合であっても、当該処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り当該規範に照らし、その規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続にのっとりてされたか否かよって決すべきであり、その審理もその点に限られる（最高裁昭和63年12月20日第三小法廷判決・裁判集民事155号405頁参照）。

本件確認請求に係る訴えは、政党である民主党が設置承認した総支部連合会である被告都連において党员である原告に対して行った本件除名処分が無効であることの確認を求めるものである。本件除名処分は、政党における党员の資格剥奪という政党内部の問題であって、一般市民法秩序と直接の関係を有しないから、裁判所の審査権は及ばない。したがって、本件確認請求訴訟は不適法であって却下を免れない。」

「本件除名処分は、政党である民主党の総支部連合会である被告都連がその所属党员を懲戒処分として除名したというもので、政党の内部的な問題にとどまり、一般市民法秩序と直接の関係を有せず、裁判所の審査権が及ばないことは前示のとおりである。本件除名処分について裁判所の審査権が及ばない結果、裁判所は本件除名処分が違法か否かについて判断することができないから、本件除名処分が違法であることを理由とする被告都連の不法行為は成立しない。」

「本件除名処分については、実体的に違法かどうかだけでなく手続的に違

法かどうかも含めて裁判所の審査権が及ばない結果、裁判所は本件除名処分が違法か否かについて判断することができないから、本件除名処分が違法であることを理由とする被告都連の不法行為が成立しない。」

イ 自民党除名処分無効請求事件（東京地判令和4年6月14日 令和3年
（ワ）第25239号除名処分無効確認等請求事件LLI/DB判例秘書）

原告は自民党員であり、被告Y1は自民党東京都支部連合会、被告Y2は自民党支部連合会党規律委員会委員長であり、被告Y3は自民党日野支部長である。本件は、東京都日野市議会議員であり被告自民党の党員であった原告が、被告自民党日野総支部から令和3年3月2日付けで離党勧告処分、被告自民党東京都支部連合会から同年4月26日付けで除名処分を受けたことにつき、事前に告知及び聴聞の機会があたえられずに行われたものであるから、違法かつ無効であるとして、①被告らに対し、被告自民党については共同不法行為、民法715条又は一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律78条に基づき、その余の被告らについて共同不法行為に基づき、慰謝料150万円の連帯支払いを求め、②被告自民党との間で本件各処分が無効であることの確認と、他に差止請求、本件義務確認請求を求めた事案である。

本判決は、以下のとおり判示し、本件不法行為に基づく損害賠償請求を棄却し、本件確認請求、差止請求、義務確認請求に係る訴えを却下した。

「政党等の政治結社は、政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成するものであって、その成員である党員等に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであるから、憲法21条1項により、各人に対して、政党等を結成し、又は政党等に参加し、若しくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党等に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をすることができる自由を保障しなければならない。このような政党等の結社としての自主性に鑑みると、政党の存立及び組織の秩序維持のための自律的

な権能を尊重されるべきである。そして、党員に対する除名処分等の不利益処分は、政党内の秩序維持を目的として科されるものであるから、その権能は上記の自律的な権能の一内容を構成する。したがって、本件各処分が原告の私法上の権利利益を侵害することを理由とする損害賠償請求の当否を判断するに当たっては、本件各処分が政党の内部規律の問題にとどまる限り、政党の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきものと解するのが相当である（最高裁平成31年2月14日第一小法廷判決・民集73巻2号123頁参照）。」

「(2) そこで、検討するに、原告は、本件各処分により被告自民党の党員としての地位を失うことになるが、本件各処分は、原告の議員としての地位に影響を与えるものではなく、原告の俸給やその政治活動に特段の法的な制限をかけるものであったとは認められず、本件各処分は、被告自民党の内部規律の問題にとどまるものというべきであるから、その適否については被告自民党の自律的な判断を尊重すべきである。そうすると、本件各処分が違法な行為に当たるとは認められないから、本件損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。」 「本件各処分は政党の内部規律の問題にとどまるものであり、その適否については被告自民党の自律的な判断を尊重すべきであるから、本件各処分が無効であると認めることはできない。」

6 令和2年最高裁判決は本件における判例変更の理由とはならないこと

原告は、最高裁判決（最大判令和2年11月25日民集74巻8号2229頁。以下、「令和2年最高裁判決」という。）が地方公共団体の議会の議員に対する出席停止処分の懲罰の適否は司法審査の対象とならないと判断していた昭和35年最大判（最大判昭和35年10月19日民集14巻12号2633頁）を判例変更したことを理由に、本件訴訟においても判例変更を求めている（訴状第3・2（2）9頁～）。

しかし、以下に述べるとおり、令和2年最高裁判決は、本件には射程が及ばないものであり、本件における判例変更の理由とはならない。

(1) 令和2年最高裁判決の骨子

令和2年最高裁判決の骨子は次のとおりである。

「5 (1) 地方公共団体の議会は、地方自治法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる（地方自治法134条1項）ところ、懲罰の種類及び手続きは法定されている（同法135条）。これらの規定等に照らすと、出席停止の懲罰を科された議員がその取り消しを求める訴えは、法の規定に基づく処分を取り消しを求めるものであって、その性質上、法令の適用によって終局的に解決し得るものというべきである。

(2) ア 憲法は、地方自治体の組織及び運営に関する基本原則として、その施策を住民の意思に基づいて行うものとするいわゆる住民自治の原則を採用しており、普通地方公共団体の議会は、憲法にその設置の根拠を有する議事機関として、住民の代表である議員により構成され、所定の重要事項について当該地方公共団体の意思を決定するなどの権能を有する。そして、議会の運営に関する事項については、議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく、その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべきであるところ、議員に対する懲罰は、会議体としての議会内の秩序を保持し、もってその運営を円滑にすることを目的として科されるものであり、その権能は上記の自律的な権能の一内容を構成する。

イ 他方、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体の区域内に住所を有する者の投票により選挙され（憲法93条2項、地方自治法11条、17条、18条）、議会に議案を提出することができ（同法112条）、議会の議事については、特別の定めがある場合を除き、出席議員の過半数でこれを決することができる（同法116条）。そして議会

は、条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、所定の契約を締結すること等の事件を議決しなければならない（同法96条）ほか、当該普通地方公共団体の事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ、同事務に関する調査を行なうことができる（同法98条、100条）。議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会が行う上記の各事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うものである。

ウ 出席停止の懲罰は、上記の責務を負う公選の議員に対し、議会がその権能について科する処分であり、これが科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。このような出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制約にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決にゆだねられるべきであるということとはできない。

そうすると、出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてなされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである。

(3) したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきである。

これと異なる趣旨をいう所論引用の当裁判所大法廷昭和35年10月19日判決その他の当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。

6 以上によれば、市議会の議員である被上告人に対する出席停止の懲罰である本件処分の適否は司法審査の対象となるから、本件訴えのうち、本件処分の取り消しを求める部分は適法であり、議員報酬の支払いを求める部

分も当然に適法である。そうすると、本件訴えが適法であるとした原審の判断は、結論において是認することができる。論旨は、採用することができない。」

(2) 令和2年最高裁判決の判例変更の枠組み

令和2年最高裁判決は、市議会の議員に対する出席停止の懲罰である本件処分の適否は司法審査の対象となると判断し、昭和35年10月19日判決の判例変更を行った。判例変更の枠組みは、次のとおりである。

ア 令和2年最高裁判決は、普通地方公共団体の議会は、地方自治法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、懲罰を科することができる。懲罰の種類及び手続きは法定されており、出席停止の処分を受けた議員がその処分の取り消しを求める訴えは、法令の規定に基づく処分の取り消しを求めるものであり、法令の適用によって終局的に解決しうるものと判示している。

すなわち、地方議会の議員の懲罰については、懲罰の種類及び手続きは法定されており、その適否について、裁判所が法令を適用して終局的に解決しうると判示している。

イ 更に、令和2年最高裁判決は、憲法は地方自治体の基本原則として住民自治を定め、議会の運営については、議会の自律的な権能が尊重され、議会の秩序を保持し、運営を円滑にするために、議員に対する懲罰の権能は自律的な権能の一内容を構成する。他方で、地方議会の議員は、議事に参与し、議決に加わるなど住民の代表者として活動する責務を負う。そして、出席停止の懲罰によって、議員は会議や委員会への出席が停止され、議員としての中核的な活動を行うことができず、議員としての責務を十分果たすことができない。そうすると、出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は常にその適否を判断することができる、と述べている。

(3) 令和2年最高裁判決の判断枠組みから政党の党员に対する除名処分に関して司法審査の対象とすべきという結論を導き出すことはできない

判例変更を行った令和2年最高裁判決の判断の枠組みに照らせば、地方自治体の議会の議員に対する出席停止処分と本件除名処分とは、判断の前提となる事実について、以下のような明らかな相違がある。

第1に、地方自治体の議会の議員については、懲罰の種類及び手続きが法定されているが、本件訴訟である政党の党员に対する除名処分については、何ら法令の定めがない。したがって、本件除名処分は法令の適用によって終局的に解決しうる事案でないことは明白である。

第2に、地方議会の議員は選挙で選出され、住民を代表して責務を遂行する立場にあるが、政党の党员はそのような立場にはない。

よって、令和2年最高裁判決から、政党の党员に対する除名処分に関し司法審査の対象とすべきであるという結論を導き出すことはできない。

(4) 令和2年最高裁判決の射程

原告は、令和2年最高裁判決は、昭和35年最大判を判例変更するにあたり、「自律的な規範をもつ社会ないしは団体に在っては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的判断に任せ、必ずしも、裁判をまつを適当としないものがある」との説示を完全に削除したことを挙げて、昭和35年最高裁判決が示していた「部分社会の法理」を裁判所として放棄したと主張している（訴状・10頁）。

しかし、令和2年最高裁判決が昭和35年最高裁判決を変更したことは、本件において袴田事件最高裁判決を変更する理由とはならない。

令和2年最高裁判決の射程について、同判決の判例解説は、「本判決の結論命題は『普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる』というものである」としている（最高裁判所判例解説73巻10号206頁。）そして、判例変更の点については、「本判

決により変更されたのは、昭和35年最判のほか・・・出席停止の懲罰の適否が司法審査の対象とならないとした原判決の判断を正当として是認した、最一判平成5年9月30日、最三小判平成7年5月30日等の最高裁判決である」としており（同203～204頁）、変更の対象となる「昭和35年最大判の結論命題は、『（本件における）出席停止の懲罰は司法権の対象外にある』というものであると考えられる。」と述べている（同解説205頁）。

また、袴田事件最高裁判決は、憲法21条に基づいて結成された「政党の結社としての自主性」等を根拠として、「本件各処分が政党の内部規律の問題にとどまる限り、政党の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきものと解するのが相当である」と判断しているのであり、いわゆる「部分社会の法理」を根拠として、除名処分に司法審査が及ばないと判断したものではないし、そもそも昭和35年最高裁判決には言及していない。

さらに、同判例解説は、令和2年最高裁判決について、「団体の内部紛争についての司法審査の可否につき、「それぞれの団体の目的・性質・機能、その自律性・自主性を支える憲法上の根拠の相違、紛争や争われている権利の性質等を考慮にいれて個別具体的に検討するという姿勢の現れであると解されよう」と述べている（同解説194頁）。

すなわち、地方自治体の議会の議員に対する出席停止の懲罰に関する最高裁の判断を他の憲法上の根拠を有する団体の内部紛争に安易に適用することは、許されないのである。

以上述べたことから、令和2年判決によって変更されたのは、地方自治体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否が司法審査の対象とならないと判断した最高裁判決のみであり、袴田事件最高裁判決を変更するものでないことは明らかである。

(5) 議会の裁量について

原告は、令和2年最高裁判決は、司法審査において認められる議会の裁量権についても、「議会に一定の裁量権が認められる」として「一定の」という限定をしている、と指摘する（訴状・10頁）。しかし、「議会に一定の裁量が認められる」ということは、議会に裁量が認められても、その裁量権の行使が逸脱又は濫用にあたる場合は違法となるということを判示したものであり、当然のことを指摘したに過ぎない。

本件議会による出席停止は「23日間」の処分であることから、「裁量権の逸脱又は濫用」に当たり司法審査の対象となるという趣旨である。また、地方自治法による懲戒処分は、除名、出席停止、陳謝、戒告の4種類であり（地方自治法第134条）、除名や出席停止処分については司法審査が及ぶが、「陳謝や戒告」には、「議会に一定の裁量権が認められる」という趣旨も含まれていると解することができる。

原告の上記指摘が令和2年最高裁判決が議会の裁量権について「一定の」という限定を施したことから、政党の党員に対する除名処分についても政党の裁量権が及ばないという論旨であれば、曲解と言わざるを得ない。

(6) 令和2年最高裁判決の宇賀克也裁判官の補足意見について

ア 原告は、令和2年最高裁判決の、宇賀克也裁判官の補足意見は「司法権に対する外在的制約があるとして司法審査の対象外とするのは、かかる例外を正当化する憲法上の根拠がある場合に厳格に限定される必要がある」と述べていることを理由に、「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えていない」ため、「政党の結社としての自主性」なるものは、「例外を正当化する憲法上の根拠とは到底言えない」とし、政党による党員の除名処分についても、司法審査の対象となると主張する（訴状・11頁～）。

この理由付けは、極めて杜撰である。補足意見とは、「法廷意見に同調し

たうえて、法廷意見に補足追加するもの」であり、法廷意見と別の意見を述べているものではない。

宇賀裁判官の補足意見は、「地方議会の議員に対する出席停止の処分」は法律上の争訟に該当することを認めたとうえて、司法審査の対象外とされるのは、例外を正当化する憲法上の根拠がある場合に限定されると述べている。

しかし、政党による党員の除名処分については、そもそも法律上の争訟に該当しないというのが判例の立場であるから、宇賀裁判官の補足意見から、政党による党員の除名処分についても、司法審査の対象となると主張することはできない。

イ 令和2年最高裁判決の最高裁判所判例解説は、宇賀裁判官の補足意見について、次のように解説している。

「上記①（本書面筆者注。「地方議会の議員に対する出席停止処分の懲罰の取消しを求める訴えが法律上の争訟に当たり、それにもかかわらず外在的制約があるとして司法審査の対象外とされるのは、例外を正当化する憲法上の根拠がある場合に限定される必要がある。」）は、前記第4で検討した部分社会の法理と法律上の争訟の関係について、本件に即して整理するものであり、上記②、③は、国会との異同を指摘しつつ、地方自治の自律性についても述べるものと考えられる。そして、上記④は、本判決の結果、出席停止の懲罰の適否が実体審理の対象となることと地方議会の自律性の関係について述べたものである。」（最高裁判所判例解説216頁～217頁）。

これは、明確に、地方議会の議員に対する出席停止処分の懲罰の取消しを求める訴えが法律上の争訟に当たる場合についての論述であり、政党による党員の除名処分について、同様に論述しているものではない。

原告は、政党による党員の除名処分についても、「法律上の争訟」に当たり、「政党が憲法上の根拠ある場合」に当たらないので、司法審査の対象となると主張しているが、この結論は、宇賀裁判官の補足意見からは導き出せ

ないものであり、原告の主張は失当である。

結局、原告の主張は、種々の最高裁判決を、同判決の全体の文脈に関わりなく、自身に都合の良いように切り取り、貼り付け、自身の主張を根拠づけようと試みたものにすぎないのである。

7 「『憲法上の根拠』なく『法律上の争訟』の要件に該当する場合に司法審査を拒絶すれば憲法32条・憲法76条1項に違反する」（訴状第3・2（3））について

(1) 「司法審査の対象外とするためには『憲法上の根拠がある場合』に厳格に限定される」（同ア）について

原告は、「令和2年最大判の説示を前提とすれば、法律上の争訟の①②の要件を満たす以上、司法審査をしなければ、憲法32条を侵害するとともに、憲法76条1項にも違反することになる。また、その例外が許容されるのは、あくまでも「憲法上の根拠がある場合」に限定される。」と主張する（訴状・11～12頁）。

宇賀裁判官の補足意見については、上述したように「地方議会の議員の出席停止処分」は、法律上の争訟にあたることは明らかであり、法律上の争訟については、憲法32条、憲法76条1項より、司法権を行使しないことは許されないので、司法審査の対象外とするには「憲法上の根拠ある場合」に限定されると述べているのである。

しかし、これは、「法律上の争訟」の要件を満たす場合の論述であり、政党における党員の除名は「法律上の争訟」に該当しないのであるから、原告の主張自体は、その前提において誤っている。

(2) 「八幡製鉄最大判によれば『憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいない』」（同イ）について

原告は、「八幡製鉄判決は、・・・この説示からも明らかなおり、『憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいな

い』ため、『政党の結社としての自主性』なるものは、例外を正当化する憲法上の根拠とは到底いえない」と主張する（訴状・12頁）。

八幡製鉄判決が、「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいない」と判示するのは、ドイツ連邦共和国基本法（21条1項）のように、憲法上政党について規定するものが存在することと対比し、日本国憲法は政党に関する規定を設けていないことを指摘したものである。しかし、八幡製鉄判決は、「憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党の議会制民主主義を支える不可欠の要素なのである」、「政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体である」と判示しており、政党を議会制民主主義の仕組みの中に位置づける考え方を示している。

よって、原告の主張は、上記八幡製鉄判決を正確に理解したものとはいえないものであり、失当である。

(3) 「憲法21条1項の保障する『結社の自由』は、『憲法上の根拠がある場合』に該当しない」（同ウ）について

原告は、国労広島地本最判を引用し、労働組合が徴収する臨時組合費に納入義務があるか否かという純然たる団体内部の紛争について、最高裁はその当否を審査したことを理由に、純然たる内部問題ではなく、除名処分という党員に対して下される最も重い処分であり、政党が「特別の地位」を有しない以上、労働組合と同様に、全面的な司法審査が及ぶべきである。」と主張する（訴状・13～14頁）。

原告は労働組合内部の紛争と政党内部の紛争を同一視して、全面的に司法審査が及ぶと主張しているが、明確に誤りである。労働組合は、労働者の権利の向上を目指して結成されるものであり、憲法28条は勤労者の団結権を保障し労働組合の結成の自由を認めている、しかし、組合員は、国民として財産権の保障（憲法29条）が認められている。労働組合の自律権を保障し

、活動を強化するために臨時組合費納入の必要性が争われた場合、労働者の財産権の保障を侵害する可能性がある。まさに、本件の臨時組合費の納入義務については、労働組合の活動強化の必要性と組合員個人の財産権侵害の程度を比較考量して判断することが可能なので、法律上の争訟にあたり、司法審査が及ぶと判断したものである。

これに対し、被告は、自らの自由意思で綱領と規約を承認した党员によって構成される政党である。政党は、議会制民主主義のもとで、公約を掲げ、選挙を通じて社会を変革する活動を行っている。この活動を行う上で、構成員である党员に対して、綱領と規約の遵守を求めることは当然のことであり、決定に対する行動の統一を求めることは、国民に責任を負う政党として当然のことである。その結果、党员が自己の権利や自由に対し一定の制約を受けけることはあるが、それは、党员が自らの自由意思に基づいて政党に加入した結果であり、党员個々人の結社の自由に内在するものといえるのである。

政党は、団体としての性格からして、原則として内部的な問題に限り自律的な解決に委ねるとというのが判例の立場である。労働組合と政党とは団体としての性格が全く異なるのであり、労働組合内部の紛争と政党内部の紛争を同一視することはできない。

また、「政党が特別の地位を有しない」という原告の主張に対しては、既述したように政党は、憲法の定める議会制民主主義を支える不可欠の要素であり、憲法21条の結社の自由に規定されているのであり、「憲法に特別の地位を有しない」という原告の主張は誤りである。

8 「本件除名処分に関する司法審査のあり方」 (訴状第2・2(4)) について

(1) 「本件除名処分は当然に司法審査の対象となる」 (同ア) について

原告は、「当然のことながら、本件除名処分は、原告の共産党员としての権利及び義務を失わせることにとどまらず、後述(4(2))のとおり、比例代表選出議員として立候補する自由を剥奪し、原告の名誉権、信用を含

む人格を侵害するものであるから、共産党袴田最判の判例変更をせずとも「一般市民法秩序と直接関係を有しない内部的な問題」とは到底いえず、司法審査の対象となることはいうまでもない。」と主張する（訴状・14頁）。

しかし、原告は「比例代表選出議員として立候補する自由」を党員の当然の権利であると主張するが、被告では、比例代表議員の候補者選出は、候補者の適格性を党が判断し、党員の承諾の下で候補者に選出されるのであり、党員個人に「比例代表議員に立候補する自由」など認められない。また、

「原告の名誉権、信用を含む人格を侵害する」という点については、後述で反論するが、原告の権利を侵害していない。いずれにせよ、原告の市民としての権利を侵害するものではない。

（2）「本件除名処分につき被告の裁量は認められない」（同イ）について

原告は、「共産党袴田最判は、『当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続きに則ってなされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない』と判断している。当該説示を前提としても、『適正手続に則ってなされたか否か』（手続的違法事由）のみならず、政党による処分が『政党が自律的に定めた規範』ないし『条理』に適合するか否かや『政党の自律的に定めた規範』が『公序良俗に反する』か否か（実体的違法事由）についても、裁判所が審査できることはいうまでもない。」と主張する（訴状・15頁）。

しかし、袴田事件最高裁判決が、常に「（除名処分が）『適正手続に則ってなされたか否か』（手続的違法事由）を審査できる旨判示したというのは明確な誤りである。袴田事件最高裁判決は、「原則として自律的解決に委ねるを相当とし、したがって、政党が党員に対してした処分が、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審査権は及ばないというべきであり」と判示しており、「一般市民法秩序と直接の関

係を有しない内部的な問題」については裁判所の審査が及ばないとしている。「適正な手続に則ってなされたか否か」の審査は、一般市民としての権利を侵害する場合について、審査しうるとしているのである。前述したように本件除名処分は原告の市民としての権利を侵害するものではなく、「適正な手続に則ってなされたか否か」の審査は司法審査の対象とはならない。ましてや、袴田事件最高裁判決は、裁判所に実体的審査権を認めていないのであるから、原告の主張は認められない。

第4 被告の主張（その2・請求の趣旨第2項関係）

～本件記事①～⑤の掲載は原告に対する不法行為にあたらぬこと～

1 意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであること

事実の摘示による名誉棄損と意見・論評による名誉棄損の要件とは、厳密に区別されるべきである。この点、最高裁も、以下のとおり、両者の要件を明確に区別して論じている。

「事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とで不法行為責任の成否に関する要件を異にし、意見ないし論評については、その内容の正当性や合理性を特に問うことなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉毀損の不法行為が成立しないものとされているのは、意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する趣旨によるものである。」（最高裁平成16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁以下）

特に、政党の機関誌における意見・論評の記事は、「民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成する」と共に、結社の自由の行使でもあるから、十分に尊重されるべきである。

原告は、本件記事①ないし⑤につき名誉棄損にあたる事実の摘示があったと主張するが、本件記事はいずれも意見・論評を行うものであり、かつ、人身攻撃に及ぶなど意見・論評の域を逸脱したものではないから、名誉棄損の不法行為は成立しない。以下、具体的に論じる。

2 本件記事はいずれも、原告の言動に対し、政党としての被告の見解を明らかにし、かつ批判を加えるものであり、意見・論評に当たること

(1) 原告の主張する「事実の摘示」について

原告は、

- ・ 本件記事①は、「原告が被告の綱領を真剣に学んだことのない、不誠実な党員であるという事実を摘示するもの」
- ・ 本件記事②は、「原告が被告を攻撃し、かく乱するといういたずらに被告を混乱させる人物であるという事実」、および「原告が被告に害を加える意図で行動する人物であるという事実を摘示するもの」
- ・ 本件記事③は、②と同様、「原告が被告を攻撃し、かく乱するといういたずらに被告を混乱させる人物であるという事実を摘示するもの」
- ・ 本件記事④は、「原告が不真面目な人物であるという事実を摘示するもの」
- ・ 本件記事⑤は、「原告が被告の規約を破壊し混乱させる意図を有する危険な人物であることならびに正々堂々していない人物であるとの事実を摘示するもの」

であると主張する。

(2) 原告が事実の摘示と主張する内容は全て意見・論評であること

しかし、本件記事①ないし⑤はいずれも、被告が自ら発行する政党機関紙において、原告の党内外における発言に対する被告の見解をその都度明らかにし、かつ、原告の言動を厳しく批判したものであって、意見・論評に当たることは一読して明らかである。

すなわち、本件記事①は、日米安保条約の堅持と自衛隊合憲論を党の基本政策とせよとの原告の主張（出版物や記者会見で表明された）に対し、被告の綱領と相容れないという被告の見解を示すとともに、自身の見解は「綱領の枠内」だとの原告の主張に対し、綱領を真剣に学んだことがあるのかと問う形で、批判を加えたものである。なお、原告の主張する「不誠実な党員」という表現は本件記事①にはない。被告の批判は原告の言動に向けられていることに注意されたい。

また、本件記事②は、原告の党外における発言（党首公選制の主張、現行規約に基づく党首選出方法は「党内に存在する異論を可視化するようになってい

ない」等の発言、被告の安保・自衛隊政策は「野党共闘の障害」「あまりにご都合主義」である等の発言)は、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為は行わない」と定めた規約第5条第2項に反するという被告の見解を示し、かつ、原告のこれらの発言は被告への攻撃であると批判を加えたものである。

さらに本件記事③は、除名された原告が、マスメディアを通じて被告の党員に自らへの同調を呼びかけ、党大会での除名処分撤回への賛同を呼びかけた行為は、憲法の保障する結社の自由への介入であるとの被告の見解を示し、原告の行為は結社たる被告をかく乱し破壊するものだと批判を加えたものである。

また、本件記事④は、原告の言動は、まず組織の中でコミュニケーションの努力をせず外からいきなり被告を攻撃するものであり、その様な行為は真面目な人のやることではないと批判を加えたものである。

さらに、本件記事⑤は、原告が被告を除名された後、2023年7月の「対話集会」で、被告の党員に対し、党大会の代議員に選ばれるために「現在の党指導部の方針に反していたとしても、必ずしも明確に反対すると言わないやり方もある」と述べたことに対して、「党内に派閥・分派はつくらない」という党規約3条に反する行動を行うよう外部からけしかけ政党の自主的ルールを破壊する行為であると批判を加えたものである。

また、党指導部の方針に反対なら堂々とその旨を表明し真剣な議論を行うべきであり、本心を隠して党大会代議員になるよう党員に呼びかける原告の発言は、党内での率直で民主的な討論を二心的な議論に置き換えようという卑劣なやり方であると批判を加えたものである。なお、原告が「正々堂々としていない人物」という表現は、本件記事⑤にはない。ここでも、被告の批判は常に原告の言動に向けられていることに注意されたい。

以上確認したとおり、本件記事①ないし⑤はいずれも、原告の具体的な言動(当該言動があったこと自体は原告も否定できないもの)を前提に、それに対する政党としての被告の見解を表明し、かつ、原告の言動に対して批判を加え

たものであり、事実の摘示ではなく意見・論評にあたる。

これを「事実を摘示するもの」であると構成する原告の主張は、そもそも出発点において誤っている。

(3) 被告の批判は全て原告の言動に向けてなされており人身攻撃は一切ないこと

意見・論評型の名誉棄損における要件（いわゆる公正な論評の法理）に沿った被告の主張は、必要に応じ追って詳述するが、本件記事には原告の具体的な言動を離れて「人物」すなわち人格そのものを否定しあるいは攻撃（人身攻撃）する記載は一切ないという点について、予め強調しておきたい。

原告は事実の摘示を主張する際に「人物」との用語を多用することで、被告が本件記事においてあたかも原告の人格を攻撃（人身攻撃）しているかのように印象付けようとしている。しかし、被告の批判は常に原告の言動に向けて、あるいは原告の言動を前提として行われていることは、本件記事①ないし⑤を一読すれば明らかであって、これを人身攻撃と評価する余地はない。

3 政党機関紙における意見・論評についての名誉棄損の成否は、表現の自由及び結社の自由を不当に制約することのないよう、慎重に判断されるべきであること

本件における名誉棄損の審理を進めるにあたっては、憲法の保障する表現の自由、さらには結社の自由の観点がとりわけ重要である。

意見・論評を表明する場合の名誉棄損の要件を、事実を摘示する場合のそれと区別すべき根拠が、「意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成する」という点に求められることはすでに見たとおりである（前述の最高裁平成16年7月15日第一小法廷判決）。

さらに本件において考慮されるべきは、本件記事①ないし⑤の意見・論評が、いずれも、被告の構成員である（あった）原告から、綱領と規約という政党（結社）の根本を揺るがしかねない言動（日米安保条約堅持・自衛隊合憲論を基本政策とせよと出版物や記者会見で公言する、本心を隠して党大会代議員になるよう党員に呼びかける等）がなされたことに対する、政党（結社）として必要不可欠

な意見表明であり批判であるという点である。

一般に、当該政党の綱領と規約を承認して加わった党員が、明らかに綱領や規約に反すると思われる言動を行った場合に、その政党が厳しい批判を加え、政党としての明確な態度表明をしなければ、その政党の綱領と規約を承認し、その下に結集して活動している他の構成員の不信と失望を招くことは避けられない。また、国民からの支持を維持し広げるためにも、政党としての批判と態度表明は必要不可欠である。

特に政党機関紙での言論は、折に触れかつ必要に応じて政党の見解を内外に表明し、異なる見解に対して批判し反論し、それらの言論を通じて政党としての結束を維持強化するという点に、一般の商業新聞と異なる特徴と存在意義があるのであって、結社たる政党の活動の中心をなすものである。よって、政党機関紙における意見・論評についての名誉棄損の成否は、表現の自由に加え、政治的結社の自由の観点、政党の自律性の尊重の観点から、慎重に判断されるべきである。

本件のように、被告の綱領と規約の根本を揺るがしかねない原告の言動に対し、政党機関紙において速やかに被告の見解を表明し、かつ適切に批判することによって、はじめて被告は政党（結社）としての結束を維持し、自律性を保つことができるし、国民の支持をも得ることができる。その意味で、本件記事①～⑤における原告への批判と被告の見解の表明は、単に被告の表現の自由の行使というにとどまらず、被告の結社の自由の行使そのものであるというべきである。

前述のとおり、本件記事①ないし⑤の意見・評論は何ら人身攻撃にあらず、名誉棄損とは認められないことは明らかであるが、本件記事が政党機関紙における、しかも綱領と規約という政党の根本にかかわる意見・論評であることをも考慮すれば、なおさら名誉棄損が認められる余地はないのである。

以上